平成２４年（フ）第６２号
福島県会津若松市大塚２―10―12　クリスタルハイツ103、住民票上の住所福島県河沼郡会津坂下町字市中三番４番地
債務者　磯目　康博
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一ノ瀬美枝
4　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
高知県高岡郡四万十町南川口63番地４
債務者　下村　一男
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　拓朗
4　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第３２５号
静岡県磐田市西貝塚2288番地21
債務者　戸神　英司
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木右子
4　破産債権の届出期間　平成24年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
静岡県磐田市西貝塚2288番地21
債務者　戸神美登里
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木右子
4　破産債権の届出期間　平成24年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４５８号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2681番地　ソレイユ202号、前住所熊本市北区兎谷２丁目２番８号　トウショウヒルズ101
債務者　今林　　茂
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉見　仁宏
4　破産債権の届出期間　平成24年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４８号
静岡市駿河区丸子6627番地の20
債務者　佐野セ津子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　和幸
4　破産債権の届出期間　平成24年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月21日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４８号
熊本市中央区帯山７丁目17番82号　帯山７丁目アパート５号
債務者　岩田　秀人
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７号
新潟県魚沼市親柄93番地５
債務者　石田　　亘
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　信行
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
長崎県佐世保市崎岡町1636番地　ライフマンスリーマンションＢ210
債務者　中村　　久
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　将志
4　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
岐阜市忠節町２丁目38番地
債務者　長屋　伸明
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　博史
4　破産債権の届出期間　平成24年10月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月７日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８９５号
東京都八王子市椚田町224番地１マイキャッスル八王子めじろ台402号
債務者　雨宮　由直
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　勝
4　破産債権の届出期間　平成24年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４９０号
福岡県古賀市米多比1307番地１　林田団地Ａ―505号
債務者　横溝　辰巳
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４号
山形市青田１丁目１番36号
債務者　菅野　　淳
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５号
山形市青田１丁目１番36号
債務者　菅野千亜紀
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
山形市大字風間1080番地17
債務者　甲州　明彦
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
山形地方裁判所民事部